

平成28年度 地域型住宅グリーン化事業に関する評価事業
を実施する者に対する補助事業の公募についての公示

平成28年3月22日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

次のとおり、地域型住宅グリーン化事業に関する評価事業を実施する者に対する補助事業の公募について公示します。

※ 本公募は、平成28年度予算によるものであり、平成28年度予算成立が事業実施の前提となります。

※ この公募は、地域型住宅グリーン化事業に関する評価事業を実施する者を公募するものであり、地域型住宅グリーン化事業により木造住宅・建築物の建設に係る補助を受けようとするグループや事業者の募集とは異なります。当該事業による補助を受けようとする事業者の募集については、別途行います。

1. 事業概要

(1) 事業名

地域型住宅グリーン化事業に関する評価事業を実施する者に対する補助事業

(2) 事業目的

本事業は、地域型住宅グリーン化事業の実施にあたり必要となる評価事業を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、地域型住宅グリーン化事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(3) 事業内容

評価事業の内容

- ① 地域型住宅グリーン化事業に関する事務事業を実施する者と連携した事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供、募集要領の整備
- ② 地域型住宅グリーン化事業を行おうとするグループからの提案の募集・受付
- ③ 地域型住宅グリーン化事業を行おうとする者からの提案内容についての総合的な評価
- ④ 事業の効果等の検証業務
- ⑤ 上記①から④に係る問い合わせの対応 等

(事業内容の詳細については、説明書を参照)

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成28年4月上旬 ～ 平成29年3月31日

2. 補助対象事業者の要件

本事業への参加は、次の(1)から(5)までの全ての条件を満たす民間事業者等であることを要件とする（複数事業者によるコンソーシアムも可）。

- (1) 本事業を行うに当たっての課題及び重視する点を理解していること。

- (2) 提案内容についての総合的な評価を行うために必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者）を有していること。
- (3) 補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制、現場検査体制等）を有していること。
- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 佐々木
電話 03-5253-8111(内線 39422) ファクシミリ 03-5253-1629
電子メール sasaki-t23c@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成28年3月22日(火)から平成28年4月4日(月)まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局にて紙媒体又は電子媒体をもって手交
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成28年4月5日(火)18:00まで(必着)
期限までに提出がなかった場合は、いかなる理由をもっても不採用となる。
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)の場合はA4サイズとし5部、電送又は電子メールの場合は1部。(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。
「Just System 一太郎Government7」「Microsoft Word2013」「Microsoft Excel2013」「Adobe Acrobat ReaderXI」以前に限る。
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった申込書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨を申込書を提出する際に申し出ること。

- (7) 地域型住宅グリーン化事業に関する事務事業の実施に当たっては、国土交通省が別途公募により選定する、地域型住宅グリーン化事業に関する事務事業者（※）と連携を図ること。
- ※ 採択されたグループに所属する中小工務店に対する補助金交付に関する手続きを行う事業者
- (8) 詳細は説明書による。